# Intercollegiate Negotiation Competition

# Newsletter Vol.1, No.2 (2002)

参加者の皆さん、準備の状況は如何ですか?色々と大変だと思いますが、あと少しですので、ぜい頑張ってください。

今回のニュースレターでは、皆さんからの質問にお答えするとともに、規則の明確化・修 正についてご案内します。

- 1. 質問への回答
- (1) Exhibit 2の1991年から1994年までの間の数字が抜けているのではないか?

#### <回答>

1991年から1994年までの数字は以下のとおりです。

1991 172, 000

1992 206, 000

1993 254, 000

1994 266, 000

(2) 規則6(2)における法務部長・部員と社外弁護士との役割分担について、何か見解があるか?

#### <回答>

法務部員、社外弁護士に限ったことではありませんが、各役職にどのような具体的な役割 を持たせるかどうかは、基本的には、各大学に任されています。

但し、各大学は自己評価の際等審査員から質問された折に、その役割分担の内容とそのよ うな分担の理由について、合理的な説明を行うことが期待されています

(合理性を失わない範囲で役割分担を理由付けるための架空の事情を各大学で考えること もできます)。

但し、問題文中で具体的に言及されている行動、言動等を無視することはできません (例えば、社外弁護士については、具体的に何をやった、ということが明示されている部 分があります)。

また、合理的な説明ができないような不自然な役割分担は減点の対象となることがあります。

以上のような一般論に加え、社外弁護士については、ラウンド B における仲裁廷での陳述

(15分間の時間が与えられるもの)を行うことが基本的に期待されています。また、弁護士は顧客である会社に対して高度な法的サービスを提供することが責務です。他方、法務部は社内の事情にも配慮しつつ、弁護士を活用して会社にとって最大の利益をもたらすことが責務です。営業部、技術部と弁護士との間の橋渡し役のような仕事も必要でしょう。

(3) 時代設定が古く、当時のデジタル・プリンタの性能がわからないがどうしたらよいか?

## <回答>

今回のコンペティションで必要な範囲でのデジタル・プリンタの性能については、問題文 に十分な情報が提供されていると考えています。

この点に限りませんが、今回のコンペティションは、問題文に書かれているものが事実である点、コンペティションで必要なのは事実は何かを解明することではなく、問題文に書かれている事実を理解・分析し、その事実に基づいて主張・交渉を行うことである点に注意してください。

理解を促進するための調査は勧奨しますが、調査の結果が直ちに事実として扱われるわけではありません。

(4) Nihon Ichiban と Tucker の間の契約書が存在するのであれば、教えて欲しい

### <回答>

契約書は存在しますが、その内容は問題文のなかで言及されているもののみと考えてください。他の内容は書かれていないか、書かれていたとしても本コンペティションでは事実として扱うことができません。

(5) 150万ドルの代金の中に、インクや紙などの消耗品代は含まれているか?

#### <回答>

含まれていません。

(6) "Income"とは収入を指すか、収益を指すか?

## <回答>

収入を指します。

(7) 善と衡平に基づく仲裁とは何か?仲裁人は法を全く考慮しないのか?善と衡平に基づく仲裁では、参加者は何が善と衡平であるかについて主張しなくてはならないのか?

#### <回答>

規則8(5)を参照してください。

ラウンド B は、規則 8 (6) にあるように ICC 仲裁規則のうち特定の条項を適用することとなっていますが、ICC 仲裁規則 1 7条 3 項は、「仲裁廷は、当事者が権限を付与することに合意した場合に限り、友誼的仲裁人としての権限を有し、または衡平と善に基づく決定をなす (decide ex aequo et bono)ものとする」と規定しています。本件では、この 1 7条 3 項の授権に基づき仲裁人は善と衡平に基づく仲裁を行います。善と衡平に基づく仲裁では、仲裁廷はいずれかの国の実定法を適用するわけではありません。

仲裁廷は法を適用する必要はありませんし、考慮する必要もありません。但し、善と衡平の内容が法に体現されていることがあると考えられる場合があることや、仲裁人が法律家である場合には法に親しいことなどから、法を考慮する場合が少なくありません。なお、ICC仲裁規則17条2項にあるように、契約条項等は考慮しなくてはなりません。参加者が一般論として、「善と衡平とは何ぞや」といった議論を展開することは期待されていません。本件の具体的な事情のもとでどのような解決がなされるのが善と衡平に合致するというべきなのかを主張してください。

(8) 規則9の資料の提出を行う場合、何部用意すればよいのか?

#### <回答>

相手方の人数+5部(審査員、事務局用)を用意してください。

(9) 当該契約の準拠法は何か?

## <回答>

本件契約に準拠法についての定めはありません。

## 2. 規則の改訂

以下のとおり、規則を改訂します。

(1) 規則6(6)の追加

規則6(6)として以下を追加します。

「ラウンド A、ラウンド B を通じ、相手方、審査員・仲裁人とのやりとりは指定された言語(参加を登録した言語)で行わなければならない。

但し、チーム内のやりとり、運営委員会とのやりとり、休憩時間のやりとりについてはこの限りではない。」

## (2) 規則7(4)の修正

「交渉が終了時点までに合意に至っている事項については合意書を作成し、審査員に提出する....」

→「ラウンドAにおいて、当事者間で合意に至った事項については合意書を作成し、審査員に提出する。合意書は両チームの社長が署名することにより両チームを拘束するものとして成立する。合意書は何枚作成しても差し支えない。」

## (3) 規則8 (7) の修正

「ラウンドBの冒頭において、各大学は20分以内で... 与えられる。」

→ 「15分以内で... 与えられる(なお、この陳述は原則として社外弁護士が行うものとする)。」

## (4) 規則9(1)の修正

「各大学は、... 資料を用いて主張することができる。」

→「各大学は、... 資料を用いることができる。但し、ラウンドBで提出される資料については、仲裁廷が許可した場合に限る。」

## (5) 規則10(12)の追加

規則10(12)として以下を追加します。「ラウンドA、ラウンドBを通じ、審査員・仲裁人はいつでも参加者に対し審査に必要と考える質問をすることができる。」

#### (6) 規則16の修正

「他大学がルールに従っていないことについての不服申立は、各ラウンドの終了後5分以内に各大学の代表者が運営委員会に対して行われなくてはならない。

運営委員会は不服があったと主張される大学の代表者の主張を聞いたうえで、判断を下す。 判断は、不服申立を行った大学の代表者、不服申立の対象となった大学の代表者に対して 伝えられる。運営委員会の判断は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。」 →「(1)他大学がルールに従っていないことについての不服申立は、各ラウンドの終了後 5分以内に各大学の代表者が運営委員会に対して行わなくてはならない。

運営委員会は不服があったと主張されている大学の代表者の主張を聞いたうえで、判断を 下す。

- (2) 前項にかかわらず、緊急に対応する必要があると考える場合には、各大学の代表者はラウンドの途中であっても、審査員に対してルールの確認と他大学の行為の是正を求めることができる。この要求に理由があると審査員が認める場合には、審査員は自己の判断で必要な指示を行い、あるいは、運営委員会と協議して対応を決定することができる。
- (3) 1項の運営委員会の判断、2項の審査員の判断は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。」

## 3. その他のお知らせ

前回のニュースレターで質問の期限は1177日とお知らせしましたが、今回の質問への回答に時間を要したこともあり、11711日正午まで延長します。

編集・発行 インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション 運営委員会(NEGOCOM)<u>negocom@osipp.osaka-u.ac.jp</u>